

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 八 月 二 十 九 日

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ 一

告 示

○知事指定薬物の指定

(業務水道課) 一

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十二号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表へき地医療総合対策医の項の次に次のように加える。

医療福祉連携推進課非常勤歯科医師

日額

一四、二〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するの

で、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 知事指定薬物の名称

1 (ハ R) 一 ベンゾイル・N・N・ジエチル・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド及びその塩類

(通称 一 B z ・ L S D)

2 t e r t ・ブチル三・(二・(ジメチルアミノ)エチル)インドール・一・カルボキシレート及びその塩類

(通称 N B o c ・ D M T、N B ・ D M T)

3 (四 S・五 S) 五 (四・フルオロフェニル) 四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・ニ・アミン、(四 R・五 R) 五 (四・フルオロフェニル) 四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・ニ・アミン及びそれらの塩類

(通称 四 F・四 M A R、四・f l u o r o・四 M e t h y l a m i n o r e x、p a r a・f l u o r o・四 m e t h y l a m i n o r e x、四 F・M A R、四・F P O)

二 指定の理由

条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和七年八月三十日

令和七年八月二十九日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社